らくらく優待取引（国内株式つなぎ売り一括発注取引）約款

（約款の趣旨）

第１条 この約款は、お客様と楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で「らくらく優待取引（国内株式つなぎ売り一括発注取引）」の利用条件を定めることを目的とします。

（定義等）

第２条 らくらく優待取引（以下「本サービス」といいます。）は、「つなぎ売り」の「一括発注」を提供するサービスです。本約款における用語の定義は以下の各号のとおりとします。

① 「つなぎ売り」とは、同一銘柄について現物株式の買付け注文と信用取引の新規売付注文を発注する取引をいいます。

② 「一括発注」とは、当社所定の方法により、上記①の「つなぎ売り」を一括して同時に東京証券取引所（以下、「東証」といいます）へ発注する方式をいいます。

（法令等の遵守）

第３条 お客様および当社は、当社が定める取引約款、ならびに金融商品取引法その他関係法令ならびに日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則等を遵守するものとします。

（本サービスの利用）

第４条 本サービスは、当社が定める信用取引口座を開設済みで、かつ、当社が信用取引口座の利用資格を有すると認めたお客様に限りご利用いただけます。

２ お客様は、本約款等に定めるサービスの内容を十分に理解したことを確認し、同意した上で、自らの責任と判断に基づき、自らの資金により自らのために取引を行うものとします。当社が別途認めた場合を除き、代理人による取引は認められません。

（取扱銘柄）

第５条 本サービスの対象となる銘柄は、当社が定めるものとします。

２　金融商品取引所等の売買規制または当社の判断等により、前項に掲げる銘柄は、お客様に事前に通知することなく変更されることがあります。当社の判断により変更した場合でも、当社はその理由を開示する義務を負わないものとします。

（取引単位）

第６条 取引単位は単元株に限ります。

（注文受付時間）

第７条　本サービスにおける注文受付時間は当社が定める時間とします。注文受付時間および約定時間については別途当社ウェブサイトにてご確認ください。

（注文の成立）

第８条一括発注された注文については、全部または一部が不成立となる場合があり、その場合でも当社は一切の責任を負いません。

（注文の訂正・取消）
第９条 本サービスによる注文（一部が不成立となった注文を除く）については、一括して取消のみ行えます。
２　東証前場寄付き時、後場寄付き時ともに、約定するまで取消が可能です。

（現渡予約注文の登録）
第 10 条 お客様は本サービスにおいて現渡注文を予約することができます。お客様が現渡注文を予約した場合に限り、指定した銘柄（以下、「当該銘柄」といいます）の次回権利落ち日において、以下の条件を満たした場合に、当該銘柄の信用売建玉に対して同一銘柄・同一数量の現物株式と現渡の方法により決済いたします。

・現物株式：当該銘柄について、一括発注時と「同一数量以上の現物株式」を保有
・信用売建玉：当該銘柄について、一括発注時と「同一信用区分・同一返済日・同一建て単価の売建玉を同一数量以上」保有

２ 当社は、お客様の注文の内容が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該予約注文を失効させる場合や当該注文の一部または全部が約定しない場合があります。この場合に生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

① お客様にて当該銘柄の現物株式の全部または一部を売却し現渡決済に必要な残高が不足したとき
② お客様にて当該銘柄の信用売建玉の全部または一部を決済し現渡決済に必要な建玉がなくなったとき
③ 当該銘柄についてコーポレートアクションや取引規制が生じて、現渡決済ができなくなったとき
④ その他、当社が現渡決済できないと判断したとき

（貸株サービス・代用有価証券について）
第 11 条　貸株サービスおよび信用貸株サービス（以下、「貸株サービス等」といいます）をご利用いただけますが、当該銘柄の権利付き最終日において、貸株サービス等の【貸株コース設定】が「金利優先」、または当該銘柄の【貸出設定】が「金利優先」となっている場合は、株主優待の権利が取得できません。

（株主優待に関する免責事項）
第 12 条　株主優待は、銘柄ごとに発行会社が定める必要株数や必要保有期間等の条件を満たした場合に限りその権利が付与され、内容についても発行会社の都合により変更または中止されることがあります。お客様が、発行会社の定める権利獲得条件を満たさなかった場合、または、優待の変更・中止等により所定の優待内容が得られなかった場合であっても、当社は一切の責任を負いません。

（リスクの承諾）
第 13 条　お客様は本サービスをご利用するにあたり、以下のリスクを承諾したものとみなされます。

① 制度信用取引を選択した場合に逆日歩が発生するリスク
② 権利付き最終日以降、信用売建玉が未決済の場合に生じる金利・貸株料等の費用負担
③ システム障害、通信不良等により発注が不成立または遅延するリスク
④ 株式の分割・併合、合併等のコーポレートアクションにより現渡予約注文が失効するリスク

⑤ 本約款 12 条に定める事象が発生するリスク

（サービスの変更・中止）
第 14 条　当社は、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更または停止することがあります。

（他の規定等の準用）
第 15 条　この約款に定めのない事項については、「総合証券取引約款」、「保護預り約款」その他の規定、関係約款等により取り扱うものとします。

（本約款の変更）
第 16 条　本約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じた場合は民法第５４８条の４の規定に基づき変更されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

（2025 年 12 月）